

# 中古自動車販売業者の皆様へ

(4月1日現在所有している商品中古自動車の自動車税種別割減免申請について)

山形県

## 1 商品中古自動車の自動車税種別割の減免について

商品中古自動車の自動車税種別割については、次の要件を全て満たしている場合に申請により最大3か月分が減免されます。(4月又は5月に抹消登録した場合は、それぞれ1か月分又は2か月分が減免されます。)

減免した税額は、7月下旬に還付します。

### (1) 減免の対象となる自動車

賦課期日(4月1日)現在、古物商の許可を受けた中古自動車販売業者が商品として所有し、かつ、展示している自動車で道路運送車両法第4条に定める登録を受けているもの。

なお、当該自動車の登録事項の所有者、使用者とも減免申請者と同一であり、「賦課期日(4月1日)現在商品中古自動車であること」について(一財)日本自動車査定協会において確認証明されていることが必要です。

また、自社(自己)で使用する自動車、試乗車、代車、リース車及びレンタカーは減免の対象から除かれます。

(注) 3月31日までに自社(自己)名義に登録してください。

(注) 新規登録車(中古新規登録車を含む)は、ここにいる「商品中古自動車」には含まれません。

### (2) 減免の要件

ア 納税義務のある県内すべての自動車税種別割が納付されていること。

(注) 前年度までの自動車税種別割(延滞金及び第二次納税義務があるものを含む。)は、減免申請時までには納付してください。

(注) 当該年度の自動車税種別割は、納期限までに納付してください。減免対象自動車のみならず、社用車、リース車等、本社・営業所等を問わず、県内で課税されている全ての自動車について納付してください。

イ 地方税についての違反行為をしていないこと。

(注) 違反行為とは、罰金以上の刑、通告処分または滞納処分を受けた場合をいい、罰金以上の刑及び通告処分にあっては3年、滞納処分にあっては2年を経過していなければ減免できません。

## 2 商品中古自動車の確認証明の手続き

商品中古自動車の確認証明の手続きは、商品中古自動車証明申請書に次の書類を添付して、4月末日(末日が休日等の場合は前日)までに(一財)日本自動車査定協会山形県支所に申請してください。申請のあったものについては、(一財)日本自動車査定協会山形県支所が、5月中に現地調査を行います。なお、証明手数料は1台550円(税込)です。

【添付書類】

① 古物商許可証の写し

② 当該商品中古自動車の自動車検査証(車検証)の写し(4月1日時点において当該販売業者名義であったことが確認できるもの)

※ 令和5年1月以降に電子車検証が交付されている場合の添付書類については、自動車検査証記録事項(A4サイズ)の写し

(注) 証明申請書には、庄内ナンバー山形ナンバーの順で登録番号の若い順に記入してください。

一般財団法人 日本自動車査定協会 山形県支所

〒990-2251 山形市立谷川3-3553-2 (軽自動車会館内)

電話023-686-4525

### 3 減免申請の手続き

減免の手続きは、自動車税種別割減免申請書（商品中古自動車用）2部（うち1部は、受付印を押印のうえ申請者控えとしてお返しします。）に次の書類を添付して、**納期限（令和6年5月31日）**までに自動車税種別割を課税する県総合支庁（下記一覧表参照）に申請してください。

#### 【添付書類】

- ① 一般財団法人日本自動車査定協会の発行する賦課期日現在において商品である旨の証明書
  - ② 自動車検査証（車検証）の写し（※）又は運輸支局長の発行する賦課期日現在の登録事項等証明書（現在証明）（4月1日時点において当該販売業者名義であったことが確認できるもの）  
※ 令和5年1月以降に電子車検証（A6サイズ、ICタグ付きの車検証）が交付されている場合は、『電子車検証』の写しと併せて、『自動車検査証記録事項』（A4サイズ）の写しを提出してください。
  - ③ 古物商許可証の写し
  - ④ 賦課期日後申請時までに対象自動車を売却等した場合は、その事実を証明する書面（売買契約書等の写し）
- （注）②と④は、右上に減免申請書の通し番号を記入してください。

### 4 申請先・お問い合わせ先

| 住所又は所在地   |  | 自動車税種別割を課税する県総合支庁<br>（申請先・お問い合わせ先）   |
|-----------|--|--|
| 村山・<br>県外 | 山形市、上山市、天童市<br>山辺町、中山町、寒河江市<br>河北町、西川町、朝日町<br>大江町、村山市、東根市<br>尾花沢市、大石田町及び県外 | 〒990-2492<br>山形市鉄砲町 2-19-68<br>村山総合支庁 課税課<br>TEL 0 2 3 - 6 2 1 - 8 2 5 6       |
| 最上        | 新庄市、金山町、最上町<br>舟形町、真室川町、大蔵村<br>鮭川村、戸沢村                                     | 〒996-0002<br>新庄市金沢字大道上 2034<br>最上総合支庁 税務課<br>TEL 0 2 3 3 - 2 9 - 1 2 2 9       |
| 置賜        | 米沢市、南陽市、高畠町<br>川西町、長井市、小国町<br>白鷹町、飯豊町                                      | 〒992-0012<br>米沢市金池 7-1-50<br>置賜総合支庁 税務課<br>TEL 0 2 3 8 - 2 6 - 6 0 1 4         |
| 庄内        | 鶴岡市、酒田市、三川町<br>庄内町、遊佐町   | 〒997-1321<br>三川町押切新田字歌枕 109-2<br>庄内総合支庁 税務課押切駐在<br>TEL 0 2 3 5 - 6 6 - 4 1 4 4 |